

私立高等学校生徒等奨学給付金の給付に関する事務処理について

最終改正施行 令和3年5月18日

私立高等学校生徒等奨学給付金給付要綱（以下「要綱」という。）に基づく私立高等学校生徒等奨学給付金の給付に係る事務処理については、要綱の定めによるほか、次のとおり取り扱うこととしたので当該事務処理について遺漏のないようにお願いします。

1 給付申請及び認定について

(1) 休学中の高校生等に係る給付金の給付について

ア 基準日に休学中の高校生等（ただし、当該年度の4月1日から6月30日までの間に休学していない在学期間がある者を除く。）に係る給付金は給付しないものとする。

なお、基準日に休学中の高校生等が、当該年度の12月31日までに復学し、給付の申請をする場合には、当該高校生等に係る給付金を給付できるものとする。

イ 基準日の翌日以降に家計急変があった場合は、家計急変のあった日の翌月の1日（ただし、家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月の1日とする。）（以下「家計急変における基準日」という。）に休学中の高校生等（ただし、当該年度の4月1日から家計急変における基準日までに在籍期間がある者を除く。）に係る給付金は給付しないものとする。

なお、家計急変における基準日に休学中の高校生等が、当該年度中に復学し、給付の申請をする場合には、当該高校生等に係る給付金を給付できるものとする。

(2) 休学中の高校生等に係る申請について

ア 基準日に休学中の高校生等で、当該年度の4月1日から6月30日までの間に休学していない在学期間がある場合は、要綱第6条第1項及び同条第2項に規定する申請期間に申請できるものとし、当該年度の4月1日から6月30日までの全期間にわたって休学中の高校生等が当該年度の12月31日までに復学した場合は、復学後に申請できるものとする。

イ 家計急変における基準日に休学中の高校生等で、当該年度の4月1日から家計急変における基準日までの間に休学していない在学期間がある場合は、随時、申請できるものとし、当該年度の4月1日から家計急変における基準日までの全期間にわたって休学中の高校生等が当該年度中までに復学した場合は、復学後に申請できるものとする。

(3) 退学者等に係る給付について

基準日及び家計急変における基準日に要綱第3条各項に規定する給付対象者であっても、申請時点において退学者等により高等学校等に在籍していない高校生等に係る給付金は支給しない。

(4) 申請書類の申請先等について

ア 高校生等が県内の私立の高等学校等に在学し、保護者等が県内に居住している場合は、在学する学校設置者を經由して岩手県知事に申請するものとする。

イ 高校生等が県外の私立の高等学校等に在学し、保護者等が県内に居住している場合は、岩手県知事に申請するものとする。

ウ 高校生等が県内の私立の高等学校等に在学し、保護者等が県外に居住している場合は、保護者等が居住する都道府県知事の定める給付要綱等によるものとする。

(5) 受給資格の認定等について

要綱第2条及び第3条各項に規定する給付対象者であること等の確認及び第4条に規定する給付額の認定は下記の書類により行う。

ア 要綱第2条第3号に規定する児童入所施設措置費等の支弁対象となる者は、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されていないことを確認する書類

児童入所施設長が証明する見学旅行費・特別育成費に関する証明書（参考様式-1）等

イ 要綱第3条第1項第2号に規定する給付対象者であることを確認する書類

保護者等の個人番号カードの写し等又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書・非課税証明書・納税義務者用の特別徴収額決定通知書等）

※ 非課税とは、保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円となる者とする。ただし、実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなるため、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1～99円となる場合は非課税となる。したがって、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても対象となるもの。

ウ 要綱第3条第2項に規定する給付対象者であることを確認する書類

① 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（離職票・雇用保険受給資格者証・解雇通告書、破産宣告通知書・廃業等届出等）

② 保護者等の家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類（家計急変前の課税証明書の写し等及び家計急変後の会社作成の給与見込（参考様式-7）・直近の給与明細・税理士又は公認会計士の作成した証明書類等）

③ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類（扶養親族分の健康保険証の写し（被保険者記号及び番号等がマスキングされているもの。）、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等）

④ 家庭状況調査票（参考様式-8）

エ 要綱第4条第1項の表の区分のうち(1)に該当することが確認できる書類

広域振興局又は市福祉事務所が交付する生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（参考様式-2）等

オ 要綱第4条第1項の表の区分のうち(4)に該当することを確認する書類

扶養されている兄弟姉妹の健康保険証等の写し（被保険者記号及び番号等がマスキングされているもの。）

(6) 所得確認を行う保護者等について

ア 生徒の親権を行う者とし、実質的な監護関係によって判断するものではない。ただし、親権者がウに規定する生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる場合は、その者は保護者に含まない。

なお、保護者が未成年後見人の場合であって、その未成年後見人が民法に定める生徒の扶養義務を負わない者であるときは、生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者として取り扱う。

イ 生徒に保護者がいない場合には、所得について判断する基準となる保護者等は生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者とする。

なお、成年に達した生徒の場合には保護者がいない場合に当たるものとして取り扱う。

ウ ドメスティックバイオレンス（DV）や児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪により接触することができない場合など、やむを得ない理由により保護者のうち一方又は双方の証明書類が提出できない場合には、当該事情を明らかにした上で、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断する。

エ 次に掲げる者が保護者である場合には、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の所得により判断する。

- ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③ 法人である未成年後見人
- ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

オ 生徒本人や保護者以外の家族に所得がある場合であっても、本人や保護者以外の家族の所得は合算しない。

(7) 扶養されている兄弟姉妹について

要綱第4条第1項の表の区分のうち(4)に規定する扶養されている兄弟姉妹とは、保護者等の収入により生計を維持されている者をいい、医療保険各法等において被扶養者として認定されている者等が該当する。

なお、国民健康保険法適用者等で、健康保険証等の写しにより扶養関係が確認できない場合にあっては、扶養の事実の申立書（参考様式-3）等により確認することとする。

(8) 家計急変に係る家計状況の確認について

ア 要綱第3条第2項における「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる者」とは、(5)ウの書類から基準日（基準日の翌日以降に家計急変があった場合は家計急変における基準日）以降1年間の収入見込額が、次の表の収入基準以下の者とする。ただし、収入見込額が収入基準を超える場合であっても、収入見込額を基に算定した所得金額から各種控除額を差し引いた額が、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当する場合は収入基準以下のものとして取り扱う。

【収入基準】

区分	収入見込額
扶養なし	1,000,000 円以下
1人扶養	1,703,999 円以下
2人扶養	2,215,999 円以下
3人扶養	2,715,999 円以下
4人扶養	3,215,999 円以下

- イ 収入見込額は、申請時における最新の家計状況により、推計するものとする。
- ウ 申請から給付決定までの間に、就職等により推計した収入見込額が変更となる場合は、変更後の収入見込額により、判断するものとする。
- エ 収入見込額には退職金、失業手当等の一時的な収入は含めないものとする。
- オ 会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で推計する場合は、3か月の平均給与月額に12月を乗じたものとする。
- カ 災害などに起因しない離職（定年退職等）は家計急変の対象としないものとする。

(9) 添付書類の取扱いについて

高等学校等就学支援金の申請の書類等により確認できる場合には添付を省略できるものとする。

(10) プライバシーに配慮した提出方法について

個人情報及び特定個人情報の取扱いに十分留意するとともに、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うものとする。

2 受給資格の取扱いについて

受給資格は以下に掲げるとおりとする。

- (1) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業し又は修了した者については対象としない。
- (2) 高等学校等に在学した期間（月の初日に在学した月を1月として計算）が通算して36月（高等学校・中等教育学校の定時制・通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は48月）を超える者は給付の対象としない。ただし、学び直し支援補助金の補助を受ける高校生等に対しては当該在学期間経過後も、1回（定時制又は通信制の課程に在学する高校生等にあつては最大で2回まで）を上限として給付するものとする。

なお、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第8条第1項の規定により就学支援金の支給を停止された月は、その初日において高等学校等に在学していた月には該当しないものとする。

全日制課程において定時制・通信制課程の在学期間と通算する場合は定時制・通信制課程の在学期間を4分の3に相当する月数に換算して全日制課程の在学期間と合算するものとする。

また、定時制・通信制課程において全日制課程の在学期間と通算する場合は全日制課程の在学期間を3分の4に相当する月数に換算して定時制・通信制課程の在学期間と合算するものとする。

3 代理受領等に係る取扱いについて

要綱第8条に規定する代理受領を行う場合の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 保護者等が代理受領を希望し、申請書提出時に委任状（参考様式-4）を提出した場合、要綱様式第5号の振込口座届の提出は要しない。
- (2) 学校設置者が代理受領し、授業料以外の教育費に充当する場合は、別に定める日までに、様式第1号により代理受領額を請求するものとする。
- (3) 学校設置者が充当できる経費は区分ごとに次のとおりとする。

区分	充当可能経費
生活保護受給世帯	授業料以外の教育費のうち、生活保護の生業扶助（高等学校等就学費）で措置されない経費（修学旅行費等）
保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯（生活保護受給世帯の場合を除く。）	授業料以外の教育費（教科書購入費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、入学学用品費、修学旅行費、オンライン学習に係る通信費等）

- (4) 学校設置者は、代理受領により授業料以外の教育費に充当した場合は、保護者等に対し、充当通知書（参考様式-5）により充当内容等を通知するものとする。
- (5) 学校設置者は、充当後に残額が生じた場合は、保護者等に対して返金しなければならない。充当後に生じた残額を現金により保護者等に返金した場合は、受領書（参考様式-6）を徴することとする。
- (6) 学校設置者は、代理受領により、授業料以外の教育費に充当した場合、当該年度の給付金支払完了後30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、様式第2号による実績報告書を提出するものとする。

4 会計書類の保管について

本事業における会計書類は、事業実施年度の翌年度から5年間保存することとする。